

あなたの受けている暴力は DVではありませんか？

【問合わせ】子育て支援課 ☎84-0657

身体的暴力 殴る、蹴る、引きずりまわす、物を投げつける など

心理的暴力 大声で怒鳴る、ののしる、脅す など

性的暴力 性行為を強要する、避妊に協力しない など

経済的暴力 生活費を渡さない、働きに行かせない など

社会的暴力 行動の制限、友人に会わせない など

※子どもが夫婦間の暴力(DV)を目撃した場合は、子どもに対する心理的虐待になります。

DV(ドメスティック バイオレンス)とは

市民一人ひとりがDVについて理解を深め、誰もが安心して暮らせるあたたかい地域づくりを目指しましょう。

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことです。配偶者暴力防止法においては、被害者を女性に限定していません。

デートDVとは

デートDVは結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のことです。最近、10代、20代の若いカップルの間でも起こり社会問題となっています。

DVに関する相談窓口

相談機関	電話
半田市 子育て支援課	☎84-0657(直通)
愛知県女性 相談センター	☎(052)962-2527
弁護士による DV専門相談	☎(052)962-2528 月曜日14時～15時30分
愛知県女性相談 センター知多駐在室	☎31-0121

一人でも多くの人がDV・デートDVに関する正しい知識と理解を持つことが暴力に苦しむ人への支援につながり、社会からDVを根絶していくことが可能になります。

その他の相談窓口

女性のための相談

誰にも言えずにひとりで悩んでいることはありませんか？まずは、専用電話へ気軽におかけください。女性の相談員があなたのお話をお聴きします。専門のカウンセラーによる面接相談(託児あり)もあります。

相談方法(電話・面接)

専用電話 ☎228882

女性の人権ホットライン強化週間

DV、セクハラ、ストーカー行為といった女性に関する人権問題について、強化週間を設けて人権相談を行います。相談内容の秘密は固く守られます。

催しなど

DVに関するパネル展示

期間 11月1日(木)～30日(金)
場所 半田市役所 1階
市政情報コーナー

講演会

DVが子どもに与える 影響

～私たちにできること～

DV被害により子どもたちが受ける影響について知り、自分自身に何ができるかを学びます。

日時 11月12日(月)

14時～15時30分

場所 市役所大会議室(4階)

対象 どなたでも

講師 眞 ゆり 氏
(ウィメンズカウンセリング
名古屋YWCA)

申込み 不要(参加費無料)

ますので、ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

相談先
☎0570-0700810
期間 11月12日(月)～18日(日)
時間 8時30分～19時(17日(土)、18日(日)は10時～17時)
相談担当者 人権擁護委員
相談形態 電話相談
問合わせ 名古屋法務局人権擁護部
☎052-952-8111
(内線1831)